

## 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

## 【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成24年5月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社エイチ・アイ・エス
証券コード	9603
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者) / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
住所又は本店所在地	パミュダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 富山 暁子
電話番号	03-3288-7000

## 2【提出者(大量保有者) / 2】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	パミュダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 富山 暁子
電話番号	03-3288-7000

## 第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成24年4月23日		
訂正前	表紙		
	提出書類	変更報告書No.13	
	根拠条文	法第27条の25第1項	
	提出先	関東財務局長	
	氏名又は名称	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉	
	住所又は本店所在地	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル	
	報告義務発生日	平成24年4月23日	
	提出日	平成24年4月27日	
	提出者及び共同保有者の総数(名)	1	
	提出形態	連名	
	変更報告書提出事由	株券等保有割合が1%以上減少したこと、および単体株券等保有割合が千分の一以下であるため、当該1社がみなし共同保有者から除外されること	
	第2 提出者に関する事項		
	2 提出者(大量保有者)/2		
	(2) 保有目的		
		<table border="1" data-bbox="331 1093 1310 1137"> <tr> <td colspan="2">当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資</td> </tr> </table>	当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資
当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資			
(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約			
	<table border="1" data-bbox="331 1216 1310 1361"> <tr> <td colspan="2">オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・グローバル・エクイティ・ファンド・リミテッド間の1989年12月13日付投資一任契約、並びにオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・オブティマル・エスエー・ファンド・リミテッド間の2004年12月1日付投資一任契約</td> </tr> </table>	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・グローバル・エクイティ・ファンド・リミテッド間の1989年12月13日付投資一任契約、並びにオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・オブティマル・エスエー・ファンド・リミテッド間の2004年12月1日付投資一任契約	
オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・グローバル・エクイティ・ファンド・リミテッド間の1989年12月13日付投資一任契約、並びにオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びオービス・オブティマル・エスエー・ファンド・リミテッド間の2004年12月1日付投資一任契約			
(7) 保有株券等の取得資金			
取得資金の内訳			
自己資金額(W)(千円)			
借入金額計(X)(千円)			
その他金額計(Y)(千円)	0		
上記(Y)の内訳	顧客資産		
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	0		

訂正後	表紙	
	提出書類	変更報告書No.13
	根拠条文	法第27条の26第2項
	提出先	関東財務局長
	氏名又は名称	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
	住所又は本店所在地	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
	報告義務発生日	平成24年4月23日
	提出日	平成24年4月27日
	提出者及び共同保有者の総数(名)	1
	提出形態	連名
	変更報告書提出事由	株券等保有割合が1%以上減少したこと、および株券等保有割合が10%以下となり、当該株券等が特例対象株券等になったこと
	第2 提出者に関する事項	
	2 提出者(大量保有者) / 2	
	(2) 保有目的	該当事項なし
	(6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約	該当事項なし
(7) 保有株券等の取得資金		
取得資金の内訳		
自己資金額(W)(千円)		
借入金額計(X)(千円)		
その他金額計(Y)(千円)	0	
上記(Y)の内訳	該当事項なし	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	0	